

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要 (ストレスチェックの実施者の追加)

資料 2 - 2

1. 改正の趣旨

- 平成26年改正労働安全衛生法により創設されたストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度の把握のための検査の実施及びその結果に基づく医師による面接指導の実施等を内容としている。
 - ストレスチェックの実施者は、ストレスチェックを実施し、その結果を踏まえ、面接指導の必要性を判断する者であり、産業保健及び精神保健に関する知識を有する医師、保健師、必要な研修を受けた看護師又は精神保健福祉士としている。
 - 今般、平成26年安衛法改正時の附帯決議の内容（※1）や、先般、公認心理師法（※2）が施行され、それに伴い公表された国家試験の内容（※3）等を踏まえ、歯科医師及び公認心理師を、一定の要件の下、ストレスチェックの実施者に追加することとしたい。
なお、一定の要件とは、現行の看護師又は精神保健福祉士と同様、必要な研修の修了とする。
- （※1）労働安全衛生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成26年4月8日 参議院厚生労働委員会）抜粋：
「職域における歯科保健対策について具体的に検討を行うこと。」
労働安全衛生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成26年6月18日 衆議院厚生労働委員会）抜粋：
「職域における歯科保健対策（歯科健診のあり方、産業歯科医の位置付け等）について具体的に検討を行うこと。」
- （※2）公認心理師法（平成27年法律第68号、平成29年9月15日施行）
- （※3）歯科医師及び公認心理師の試験基準には、産業保健及び精神保健に関するものが含まれている。

2. 改正の内容

ストレスチェックの実施者に、必要な研修を修了した歯科医師及び公認心理師を追加する。

3. 施行期日

平成30年6月（予定）